

災害・気象警報発表時における学校の対応について

四万十市立中筋中学校

1. 生徒の安全確保等

(1) 登校前に気象警報等が発表された場合【主に台風】

①前日までの対応

○前日午後4時頃までに、市教委と校長会役員が協議→概ねの意思確認

②当日の対応

○午前5時頃から各中学校区の校長が電話で協議→中学校区単位で統一

○午前5時15分頃までに、市教委学校教育課に対応結果を報告

(2) 登校後に気象警報等が発表された場合【台風・集中豪雨・地震など】

○帰宅経路の安全確認の上、速やかに下校

○下校に際して、同一方向・同一地域ごとに集団行動

○状況によっては、保護者に連絡し、教職員引率または保護者に直接引き渡し

○保護者に連絡できない場合や帰宅しても保護者がいない場合は、学校で保護

2. 施設管理者としての警戒体制

(1) 気象情報等の収集

○気象庁発表の台風情報

○四万十市ホームページの防災情報【サイボーズトップページ左下の防災情報】

○四万十市域に気象警報(大雨・洪水・暴風・大雪など)→サイボーズメールや災害情報メール

3. 休日・夜間等の対応

(1) 避難所開設・災害発生への備え

区分	体制区分	設置基準		学校の対応
		風水害	地震・津波	
警戒体制	災害警戒体制【第1配備】	○気象警報が引き続き発令され、河川の氾濫水位を超えることが予測されるとき	○県内に津波注意報が発表されたとき	○学校長は避難所開設に備え自宅待機 ○学校施設の開場準備
嚴重警戒体制	災害対策本部【第2配備】	○総雨量が100mm超 ○1時間雨量が40mm超 ○台風の進路に当たり、3時間後に、暴風雨圏予測 ○河川の氾濫注意水位超、なお水位上昇予測	①市内または近隣市町村で震度4・震度5弱の地震を観測 ②高知県に津波警報の発表	《風水害》 ○学校長等は学校登校待機 《地震津波災害》 ○学校長は自宅待機し、学校に向かえる体制
非常体制	災害対策本部【第3配備】 【第4配備】	○土砂災害警戒情報の発表 ○特別警報の発表 ※市長が総合的に判断	①市内または近隣市町村で震度5強以上の地震を観測 ②県内に大津波警報の発表	○震度5強以上の場合、家族等の安全を確保した後、教職員を学校に参集するなど臨機応変に適切な対応 ○災害の規模に応じて教職員を参集